



2018年12月13日

各 位

会社名 株式会社オハラ
代表者名 代表取締役社長執行役員 齋藤 弘和
(コード番号 5218 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員 中島 隆
(TEL 042 (772) 2101 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年12月13日開催の取締役会において、2019年1月30日開催予定の第110期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）第1項につきまして取締役の任期を2年から1年に短縮し、これに伴い任期の調整に関する同条第2項後段及び第3項を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第46条（中間配当）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> | (削 除) |
| 第8条～第20条（条文省略） | 第7条～第19条（現行どおり） |
| (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事 | (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。</p> <p>2 取締役が欠員になっても法定の人数を下回 らない場合には補欠取締役の選任を行わないこ とができる。<u>補欠として選任された取締役の任 期は、在任取締役の任期の満了する時までとす る。</u></p> <p><u>3 増員により選任された取締役の任期は、他 の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 <u>22</u> 条～第 <u>44</u> 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第 45 条 <u>剰余金の配当は、毎年 10 月 31 日の最終の株主 名簿に記載または記録された株主または登録株 式質権者に対して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>（中間配当）</u></p> <p>第 46 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し中間配当（会社法 第 454 条第 5 項に定める金銭の分配をいう。） を行うことができる。</u></p> <p>（配当金等の除斥期間等）</p> <p>第 47 条 <u>前 2 条の定めに従って剰余金の配当が金銭で行 われる場合は、その支払開始の日から満 3 年を</u></p> | <p>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。</p> <p>2 取締役が欠員になっても法定の人数を下回 らない場合には補欠取締役の選任を行わないこ とができる。 （後段削除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第 <u>21</u> 条～第 <u>43</u> 条（現行どおり）</p> <p><u>（剰余金の配当等の決定機関）</u></p> <p>第 44 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の 定めある場合を除き、取締役会の決議により定 めることができる。</u></p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 45 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日 とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（配当金等の除斥期間等）</p> <p>第 46 条 <u>剰余金の配当が金銭で行われる場合は、その支 払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領さ</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払い配当金には利息をつけないものとする。</p> | <p>れないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払い配当金には利息をつけないものとする。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年1月30日

定款変更の効力発生日 2019年1月30日

以上